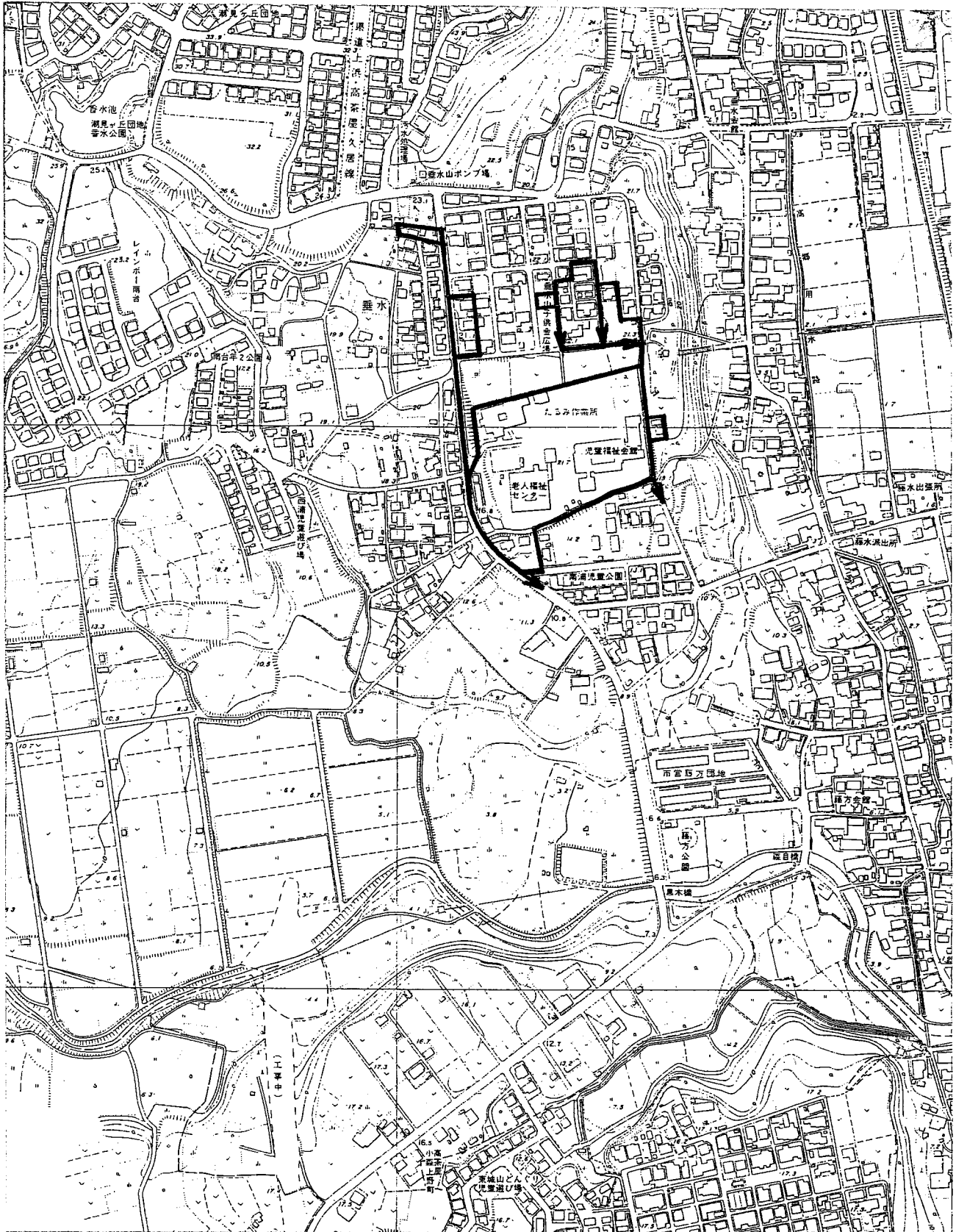
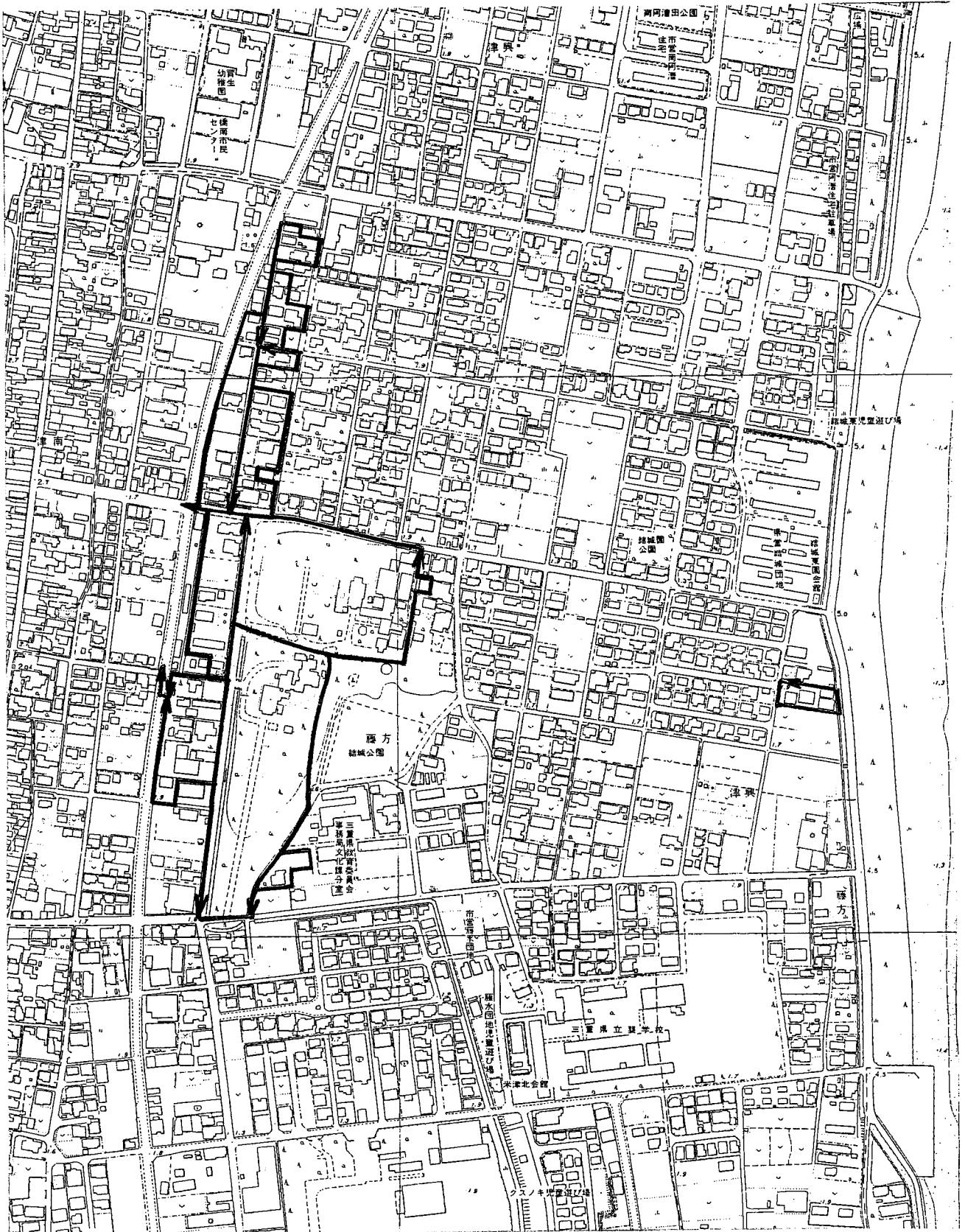


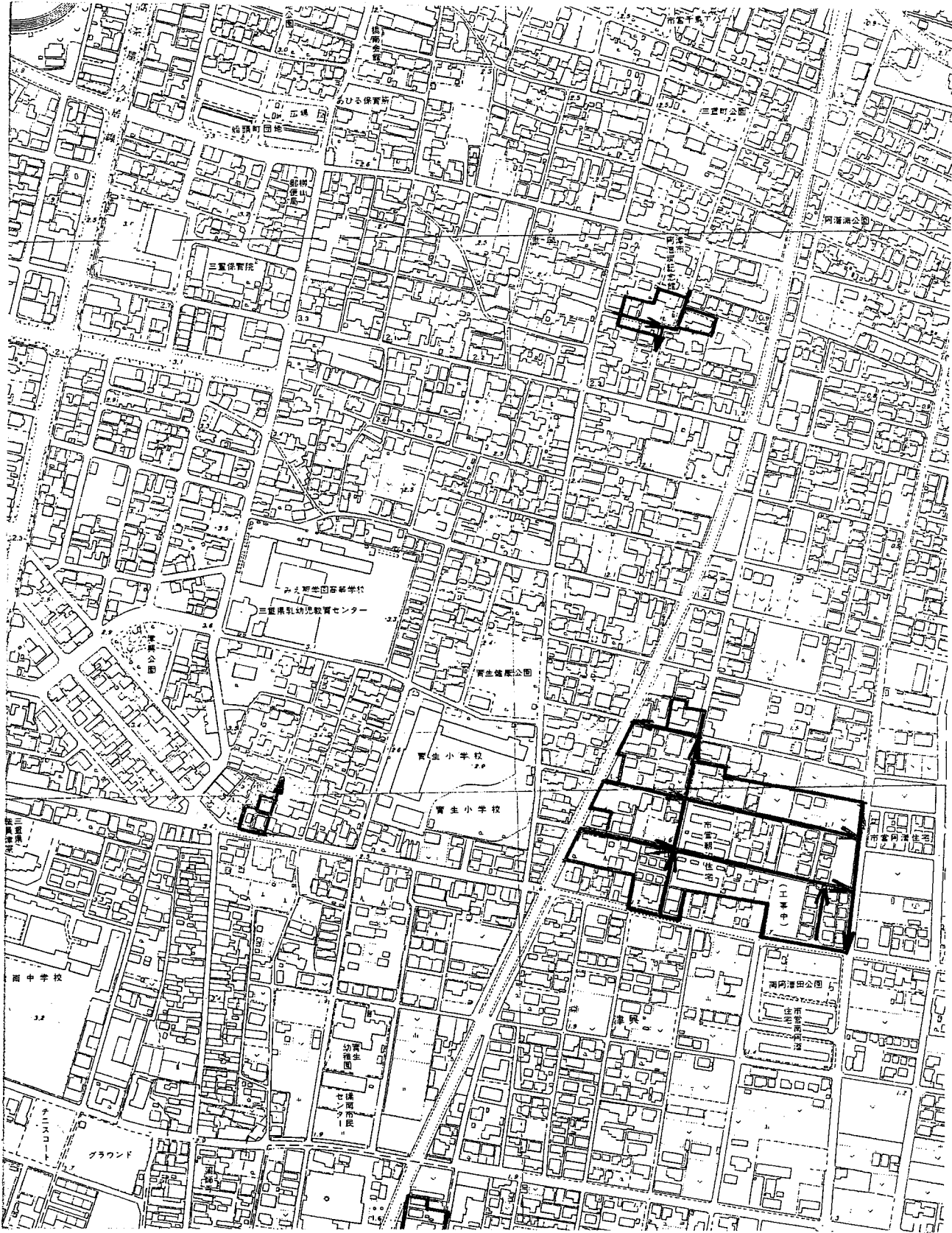
供用開始区域図



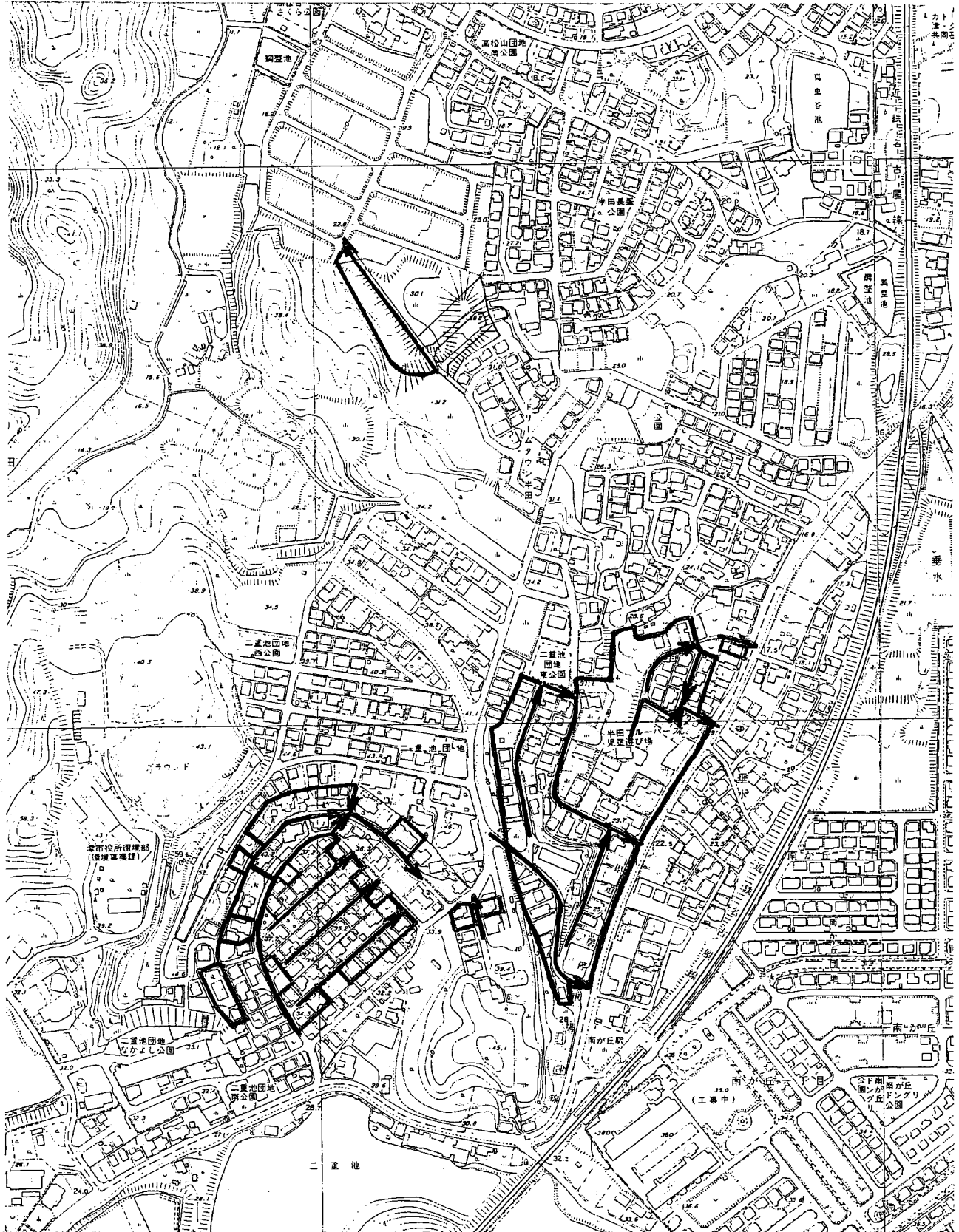
供用開始区域図



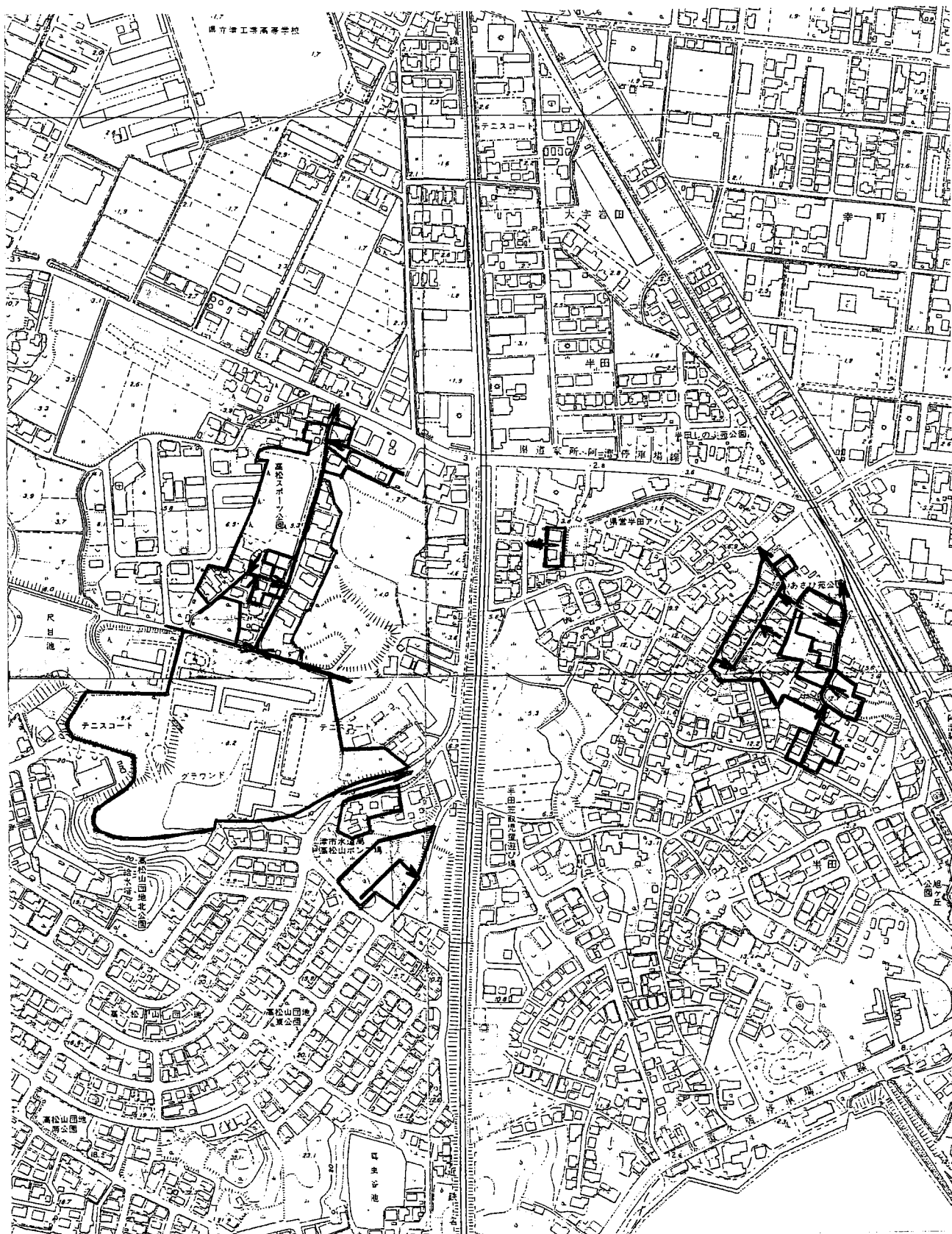
供用開始区域図



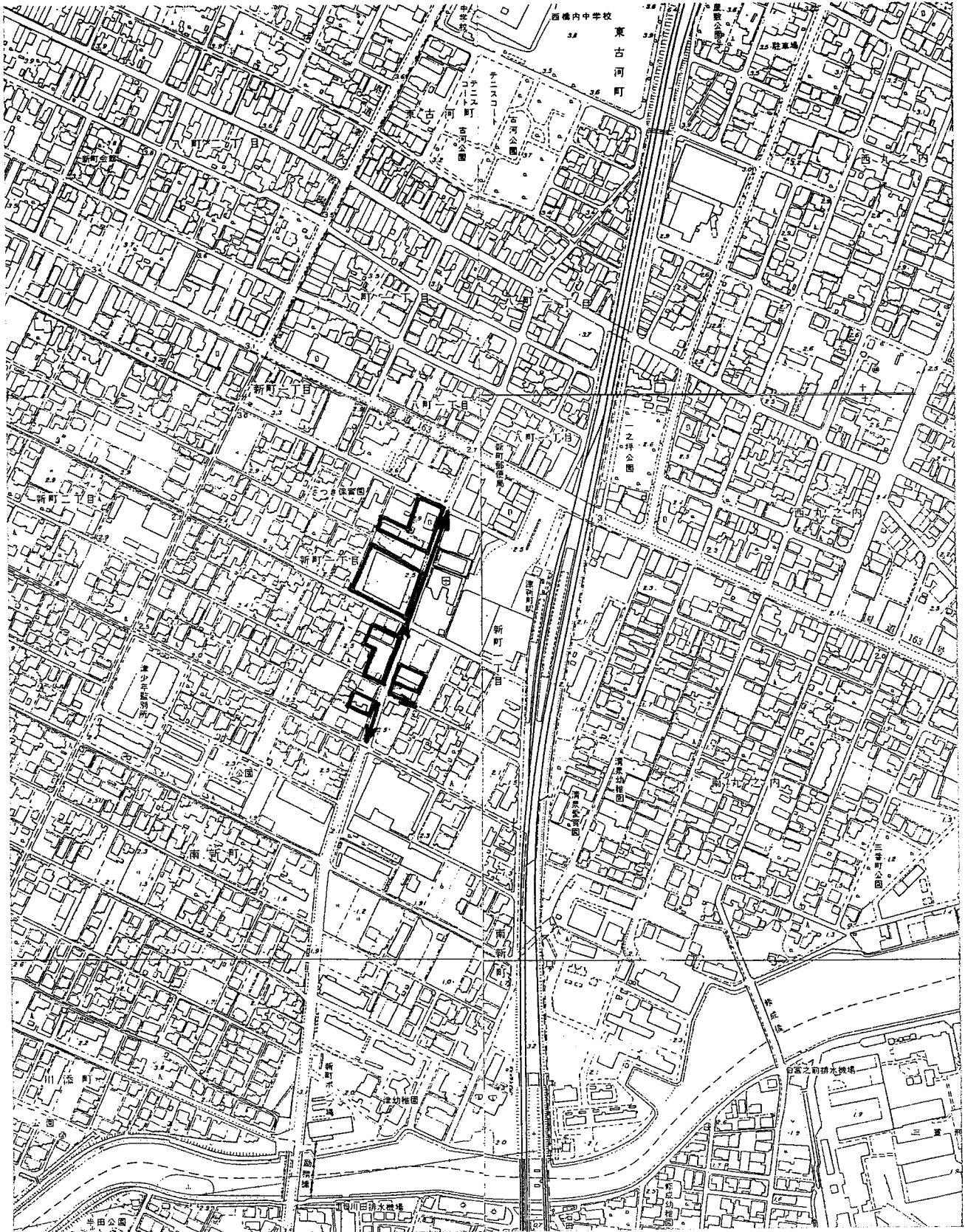
供用開始区域図



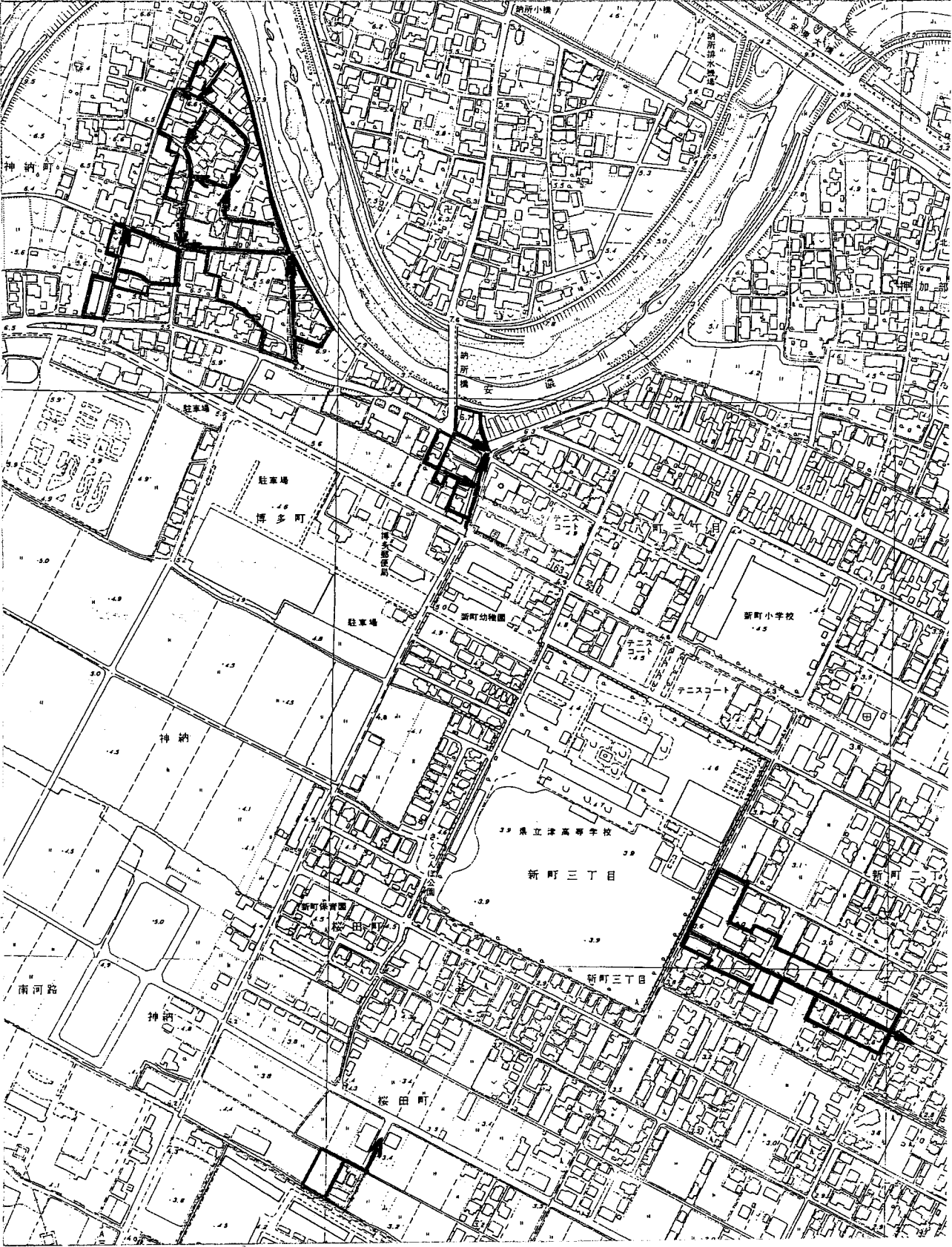
供用開始区域図



供用開始区域図



供用開始区域図



供用開始区域図



(平成18年3月6日 揭示済)

津市告示第 1 1 7 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条第 3 項の規定により、平成 1 8 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所及び期間を次のとおり定める。

平成 1 8 年 3 月 6 日

津市長 松 田 直 久

1 縦覧場所

縦 覧 場 所	縦覧できる区域
津市財務部資産税課	市内全域
久居総合支所市民課	久居総合支所管内の区域
河芸総合支所市民福祉課	河芸総合支所管内の区域
芸濃総合支所市民福祉課	芸濃総合支所管内の区域
安濃総合支所市民福祉課	安濃総合支所管内の区域
美里総合支所市民福祉課	美里総合支所管内の区域
一志総合支所市民福祉課	一志総合支所管内の区域
白山総合支所市民福祉課	白山総合支所管内の区域
美杉総合支所市民福祉課	美杉総合支所管内の区域
香良洲総合支所市民福祉課	香良洲総合支所管内の区域

2 縦覧期間 平成 1 8 年 4 月 3 日から同年 5 月 3 1 日まで
(平成 1 8 年 3 月 6 日 掲示済)

津市告示第 1 1 8 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 3 月 6 日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成 1 8 年 3 月 6 日
- 2 保管期間 撤去日より 1 8 0 日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

（平成 1 8 年 3 月 6 日 揭示済）

津市告示第 1 1 9 号

津市公共下水道条例（平成 1 8 年条例第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第 1 7 条第 1 項の規定により告示する。

平成 1 8 年 3 月 7 日

津市長 松 田 直 久

指定した業者

指 定 工 事 店	所 在 地	指 定 期 間
I・T 住設	松阪市五主町 1 0 9 8 番地	平成 1 8 年 2 月 1 日から 平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで
株式会社シモオカ設備	伊勢市古市町 2 番地 3	平成 1 8 年 2 月 1 日から 平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで
寿設備工業	津市美里町北長野 4 5 8 番地 3	平成 1 8 年 2 月 1 6 日から 平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで
伊藤設備工業	鈴鹿市道伯町 2 1 5 0 番地 5 7	平成 1 8 年 2 月 1 6 日から 平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで
向川管工	鈴鹿市稲生塩屋二丁目 3 番 3 3 号	平成 1 8 年 2 月 1 6 日から 平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで
有限会社穰辰建設	津市芸濃町中縄 5 4 6 番地 1	平成 1 8 年 2 月 1 6 日から 平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで
有限会社幸設備工業	松阪市五主町 1 2 3 4 番地 3 9	平成 1 8 年 2 月 1 6 日から 平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで
三重水道センター	四日市市大矢知 2 0 9 1 番地 1	平成 1 8 年 2 月 1 6 日から 平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで
杉野設備工業	鈴鹿市秋永町 1 6 5 1 番地	平成 1 8 年 2 月 1 6 日から 平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで
有限会社 S U テック	津市長岡町 8 0 0 番地 2 8	平成 1 8 年 2 月 1 6 日から 平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで

（平成 1 8 年 3 月 7 日 掲示済）

津市告示第 1 2 0 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 3 月 7 日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成 1 8 年 3 月 7 日
- 2 保管期間 撤去日より 1 8 0 日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

（平成 1 8 年 3 月 7 日 揭示済）

津市告示第 1 2 1 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 3 月 8 日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成 1 8 年 3 月 8 日
- 2 保管期間 撤去日より 1 8 0 日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

（平成 1 8 年 3 月 8 日 揭示済）

津市告示第 1 2 2 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 3 月 9 日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成 1 8 年 3 月 9 日
- 2 保管期間 撤去日より 1 8 0 日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

（平成 1 8 年 3 月 9 日 揭示済）

津市告示第123号

下記の者に対する配当計算書（謄本）は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び津市市税条例第18条により公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管してありますから、出頭の上、受領してください。

平成18年3月10日

津市長 松田直久

記

公示送達を受けるべき者の住所	公示送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

（平成18年3月10日 掲示済）

津市告示第124号

下記の者に対する平成13年度1期から平成17年度4期までの固定資産税・都市計画税督促状は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び津市市税条例第18条により公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管してありますから、出頭の上、受領してください。

平成18年3月10日

津市長 松田直久

記

公示送達を受けるべき者の住所	公示送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

(平成18年3月10日 揭示済)

津市告示第125号

下記の者に対する平成16年度1期分から平成17年度4期分までの固定資産税・都市計画税督促状は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び津市市税条例第18条により公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管してありますから、出頭の上、受領してください。

平成18年3月10日

津市長 松田直久

記

公示送達を受けるべき者の住所	公示送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

(平成18年3月10日 揭示済)

津市告示第126号

下記の者に対する平成15年度3期分市県民税、平成16年度1期分から平成17年度4期分までの固定資産税・都市計画税、平成17年度分軽自動車税督促状は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び津市市税条例第18条により公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管してありますから、出頭の上、受領してください。

平成18年3月10日

津市長 松田直久

記

公示送達を受けるべき者の住所	公示送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

(平成18年3月10日 揭示済)

津市告示第 1 2 7 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 3 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

1 撤去した年月日 平成 1 8 年 3 月 1 0 日

2 保管期間 撤去日より 1 8 0 日間

3 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

（平成 1 8 年 3 月 1 0 日 掲示済）

津市告示第 1 2 8 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 3 月 1 3 日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成 1 8 年 3 月 1 3 日
- 2 保管期間 撤去日より 1 8 0 日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

（平成 1 8 年 3 月 1 3 日 掲示済）

市告示第 1 2 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年安濃町告示第 2 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 3 月 1 4 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

安濃区自治会

三重県津市安濃町安濃 1427 番地 2 安濃区集落センター

代表者 後 久 道 夫

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所	変更前	小 林 晟 男 安芸郡安濃町大字安濃 1468 番地
	変更後	後 久 道 夫 津市安濃町安濃 1471 番地

3 変更の年月日

平成 1 8 年 3 月 5 日

4 変更の理由

定期総会において新任

（平成 1 8 年 3 月 1 4 日 掲示済）

津市告示第 130 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 3 月 14 日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成 18 年 3 月 14 日
- 2 保管期間 撤去日より 180 日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

（平成 18 年 3 月 14 日 揭示済）

津市告示第 1 3 1 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 3 月 1 5 日

津市長 松 田 直 久

1 撤去した年月日 平成 1 8 年 3 月 1 5 日

2 保管期間 撤去日より 1 8 0 日間

3 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

（平成 1 8 年 3 月 1 5 日 掲示済）

津市公告第 15 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

平成 18 年 3 月 10 日

津市長 松 田 直 久

（「次のように」は省略し、その関係書類を津市農林水産部農林水産課に備えて縦覧に供する。）

（平成 18 年 3 月 10 日 掲示済）

津市教育委員会告示第3号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成18年3月15日

津市教育委員会

委員長 佐々木 典夫

- 1 招集の日時 平成18年3月16日（木）午後1時から
- 2 招集の場所 教育長室
- 3 会議の事件
 - （1） 校長の異動内示について

（平成18年3月15日 揭示済）

津市選挙管理委員会告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項及び第4条の2第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第4条の2第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

平成18年3月2日

津市選挙管理委員会

委員長 大 橋 達 郎

1	50分の1の数	4, 610人
2	60分の1の数	38, 409人
3	3分の1の数	76, 818人

（平成18年3月2日 揭示済）

津市選挙管理委員会告示第55号

平成18年2月20日付をもって申出のあった、同月5日執行の津市議会議員選挙に係る選挙の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定により告示する。

平成18年3月13日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

決 定 書

津市南丸之内1番10号
異議申出人 犬飼 一 秋
76歳

上記異議申出人から、平成18年2月20日付けで申出のあった、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第202条第1項に基づく、同月5日執行の津市議会議員選挙における選挙の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異議申出の要旨

津市安濃中央総合公園内体育館において、平成18年1月29日（日）午前8時30分から行われた津市議会議員選挙の立候補届出に際して、津警察署の刑事が少なくとも2時間にわたり異議申出人をつけ回したり、追い回したりした行為や同刑事が「異議申出人が選挙違反をしている旨」の発言をし続け、選挙管理委員会事務局職員が同刑事に同行する行為は、申出人への投票行為にひどく影響を与えるものであり、明らかに公職選挙法第202条第1項に該当する同選挙の効力に関する異議申出の対象となる行為である。

決定の理由

異議申出人は、津市議会議員選挙の立候補受付の際、津警察署の刑事及び当委員会事務局職員の異議申出人に対する行為が選挙の規定に違反し、かつ、選挙の結果に異動を及ぼす虞があることを理由として当該選挙の全部又は一部を無効とする選挙の効力に関する異議申立てと解される。

異議申出人の主張する行為について、当委員会事務局職員その他立候補受付事務を行っていた本市の職員に確認したところ、立候補受付の順番に関し異議申出人と津警察署の刑事及び当委員会事務局職員との間で言い争いがあったものの、異議申出人の主張するような行為は確認できなかった。仮に異議申出人が主張する行為が事実であったとしても、異議申出人を含む立候補予定者の立候補受付事務は、適正に行われたところであり、当該行為が選挙の管理執行に関する手続きに重要な影響を及ぼしたとは言えないところであり、また、当該行為により選挙の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるなど、当該選挙が行われた区域の全域にわたり選挙人の自由かつ公正な投票が妨げられた特段の事態が生じたものとは認められないことから、異議申出人の申出は、その理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

平成18年3月9日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

(平成18年3月13日 揭示済)